

## 函館市いじめ防止基本方針の改訂案からの修正について

- 函館市いじめ防止対策審議会条例の一部改正（令和7年3月14日施行）に伴う文言の整理
- その他文言の整理
- ※ パブリックコメントの意見による修正はなし。

修正前（改訂案）	修正後（令和7年3月改訂）
<b>■ 函館市いじめ防止対策審議会条例の一部改正に伴う文言の整理</b>	
<p>P11</p> <p>○ <u>例えば</u>、教育委員会が主体となる場合、公平性・中立性が確保された調査組織とするため、函館市いじめ防止対策審議会に<u>第三者にあたるもの</u>を追加して調査を行う<u>ことが考えられる</u>。</p> <p>P19～21</p> <p>○ 函館市いじめ防止対策審議会条例</p> <p style="padding-left: 20px;">（設置）</p> <p>第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項および第28条第1項の規定に基づき、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 市立学校におけるいじめ（法第2条第1項に規定するいじめをいう。以下同じ。）の防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処のための対策に関すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) その他いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処に関し教育委員会が必要と認める事項</p> <p>2 審議会は、前項に規定する事項に関し教育委員会に意見を述べることができる。</p> <p style="padding-left: 20px;">（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。</p>	<p>P11</p> <p>○ 教育委員会が主体となる場合、公平性・中立性が確保された調査組織とするため、<u>必要があるときは</u>、函館市いじめ防止対策審議会に<u>臨時委員</u>を追加して調査を行う。</p> <p>P19～21</p> <p>○ 函館市いじめ防止対策審議会条例</p> <p style="padding-left: 20px;">（設置）</p> <p>第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項および第28条第1項の規定に基づき、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p style="padding-left: 20px;">（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 市立学校におけるいじめ（法第2条第1項に規定するいじめをいう。以下同じ。）の防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処のための対策に関すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) その他いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処に関し教育委員会が必要と認める事項</p> <p>2 審議会は、前項に規定する事項に関し教育委員会に意見を述べることができる。</p> <p style="padding-left: 20px;">（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。</p>

修正前（改訂案）	修正後（令和7年3月改訂）
<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>(委員および任期等)</u></p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育職員</li> <li>(2) 学識経験のある者</li> <li>(3) 関係団体の推薦する者</li> <li>(4) 公募による者</li> <li>(5) その他教育委員会が必要と認める者</li> </ol> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>2</u> 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>3</u> 委員は、再任されることができる。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>4</u> 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (会長および副会長)</p> <p>第5条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長および副会長は、委員の互選により定める。</li> <li>3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</li> <li>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)</li> </ol> <p>第6条 審議会の会議は、会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長は、審議会の会議の議長となる。</li> <li>3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</li> <li>4 審議会の議事は、<u>出席した委員</u>の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>2 審議会に、特別の事項（前条第1項第2号に掲げる事項に関するものに限る。以下同じ。）を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</u> (委員等)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育職員</li> <li>(2) 学識経験のある者</li> <li>(3) 関係団体の推薦する者</li> <li>(4) 公募による者</li> <li>(5) その他教育委員会が必要と認める者</li> </ol> <p><u>2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。</u></p> <p><u>3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>5 臨時委員は、その者の委嘱または任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、または解任されるものとする。</u></p> <p><u>6 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> (会長および副会長)</p> <p>第5条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長および副会長は、委員の互選により定める。</li> <li>3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</li> <li>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)</li> </ol> <p>第6条 審議会の会議は、会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 会長は、審議会の会議の議長となる。</li> <li>3 審議会の会議は、委員<u>および議事に関係のある臨時委員</u>の半数以上が出席しなければ開くことができない。</li> <li>4 審議会の議事は、<u>委員および議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの</u>の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</li> </ol> <p><u>5 審議会は、委員および臨時委員に調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接の人的関係または特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性および中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないことと</u></p>

修正前（改訂案）	修正後（令和7年3月改訂）
<p><u>（委員以外の者の出席）</u> 第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。</p> <p>（部会） 第8条 審議会に、第2条第1項第1号の所掌事務を分掌するいじめ防止対策部会および同項第2号の所掌事務を分掌する重大事態調査部会を置く。 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p><u>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。</u> <u>4 部会長は、当該部会の事務を総理する。</u> <u>5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</u> <u>6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</u> <u>7 部会は、委員に調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接の人的関係または特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性および中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないこととする。</u> 8 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。 （庶務） 第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。 （補則） 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>	<p><u>する。</u> <u>（委員等以外の者の出席）</u> 第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員<u>および議事に関係のある臨時委員</u>以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。</p> <p>（部会） 第8条 審議会に、第2条第1項第1号の所掌事務を分掌するいじめ防止対策部会および同項第2号の所掌事務を分掌する重大事態調査部会を置く。 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。 <u>3 前項の規定は、重大事態調査部会に属すべき臨時委員について準用する。</u> <u>4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。</u> <u>5 部会長は、当該部会の事務を総理する。</u> <u>6 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</u> <u>7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</u> <u>（削る）</u></p> <p>8 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。 （庶務） 第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。 （補則） 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>
<p>■ その他文言の整理</p>	
<p>P11 【教育委員会が主体となる場合】 ・函館市いじめ防止対策審議会に、重大事態調査部会を<u>設置</u>し、重大事態への<u>対応等について</u>調査審議を行う。</p>	<p>P11 【教育委員会が主体となる場合】 ・函館市いじめ防止対策審議会<u>は</u>、重大事態調査部会に<u>重大事態の調査の実施を付託</u>し、<u>当該部会は</u>、重大事態の調査審議を行う。</p>

※ その他「重大事態対応フロー図」等の体裁を整えています。